

衆議院科学技術・イノベーション推進特別委員会ニュース

【第 201 回国会】令和 2 年 6 月 1 日（月）、第 4 回の委員会が開かれました。

1 科学技術基本法等の一部を改正する法律案（内閣提出第 47 号）

- ・竹本国務大臣（科学技術政策担当）、平内閣府副大臣、橋本厚生労働副大臣及び政府参考人に対し質疑を行い、質疑を終局しました。
- ・畑野君枝君（共産）が討論を行いました。
- ・採決を行った結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。
（賛成一自民、立国社、公明、維新 反対一共産）
- ・関芳弘君外 3 名（自民、立国社、公明、維新）から提出された附帯決議案について、青柳陽一郎君（立国社）から趣旨説明を聴取しました。
- ・採決を行った結果、賛成多数をもってこれを付することに決しました。
（賛成一自民、立国社、公明、維新 反対一共産）
（質疑者）和田義明君（自民）、江田康幸君（公明）、中島克仁君（立国社）、浅野哲君（立国社）、川内博史君（立国社）、畑野君枝君（共産）、串田誠一君（維新）

（質疑者及び主な質疑事項）

和田義明君（自民）

- （1） 今後の日本経済を牽引する先端技術を具体的に明示して十分な投資を行う必要性及び技術立国日本の再興に向けた竹本国務大臣の意気込み
- （2） 中小企業技術革新制度（日本版 S B I R）の見直し
 - ア 米国の S B I R では国防省・宇宙航空関連省庁が含まれていることに鑑み、今後我が国においても防衛省の研究開発予算を対象とする可能性
 - イ 現行制度の外部評価委員の構成と同委員による事業化サポートの有無
 - ウ 今般の見直しによりスタートアップ企業の政府調達が増加する可能性と政府調達の金額目標を設定する予定
- （3） 政府系金融機関がスタートアップ企業に対する支援に取り組む必要性
- （4） デジタル・ガバメントの実現に向けた法務省及び金融庁の取組

江田康幸君（公明）

- （1） 国内における新型コロナウイルスのワクチン開発の推進
 - ア 政府が司令塔となって研究開発全体を支援する必要性
 - イ 評価系モデルを構築し臨床試験を強力に推進する必要性
 - ウ 国内企業が有する既存施設の活用も含め、大量生産体制の整備を推進する必要性
- （2） 「科学技術基本法等の一部を改正する法律案」
 - ア 改正の狙い及び意義
 - イ イノベーション創出の定義及びイノベーション創出の概念を導入することにより基礎研究が軽視されるのではないかと懸念に対する竹本国務大臣の見解

中島克仁君（立国社）

- （1） 新型コロナウイルス感染症の治療薬承認
 - ア 国内の臨床研究の結果が報告される前に、特定の治療薬の承認について安倍内閣総理大臣が言及することに対する竹本国務大臣の見解

- イ すべての治療薬候補を幅広く平等に支援する必要性についての竹本国務大臣の見解
- (2) 「科学技術基本法等の一部を改正する法律案」
 - ア イノベーションの定義と政府内における概念の共有の有無
 - イ イノベーションを法律に明記することにより、基礎研究が軽視されるのではないかとの懸念に対する竹本国務大臣の見解
 - ウ イノベーションの創出と伝統文化や技術の継承との両立の可否
 - エ 「日本の印章制度・文化を守る議員連盟」の会長を竹本国務大臣が辞任した事実の有無
 - オ 同議員連盟の会長に竹本国務大臣が復帰する可能性
 - カ 人文科学分野における研究に関する具体的な支援を行う必要性についての竹本国務大臣の見解

浅野哲君（立国社）

- (1) ロボティクス技術を活用した社会イノベーションの促進
 - ア 平内閣府副大臣の利用経験に基づく分身ロボットの社会実装に向けた課題認識
 - イ 社会実装に向けたロボティクス技術の普及及びイノベーションの促進に向けた課題認識
- (2) 本法律案における、成果を活用する事業者等に出資できる研究開発法人の追加
 - ア 研究開発法人からの成果活用等支援法人への出資や共同研究に対して適切な予算措置を行う必要性
 - イ 新たに追加される研究開発法人の出資財源となる寄付金及び知財収入が乏しい中、当該法人の資金の確保及び共同研究の促進を図るための文部科学省の取組
 - ウ 研究開発法人の職員の給与等の支給について、各法人が研究成果等に応じて研究者等の適切な処遇の設定を行えることの確認
 - エ 出資に係る投資リスクの判断について指針等を整備する必要性
- (3) 本法律案において新設される科学技術・イノベーション推進事務局が政情等に左右されない一貫性、独立性を持った組織体となるよう環境整備を行う必要性
- (4) 国民の理解や協力を得るため、ソサエティ 5.0 が実現された社会を国民に具体的に示すための方策についての竹本国務大臣の見解

川内博史君（立国社）

- (1) 最近の我が国の科学技術の水準についての竹本国務大臣の認識
- (2) 各分野における人材育成のため、政府として若手研究者の生活実態調査を行い処遇改善を実現する必要性
- (3) 新型コロナウイルス感染症の無症状の濃厚接触者をPCR検査の対象とするとの厚生労働省の方針変更に伴う、国立感染症研究所における積極的疫学調査実施要領改正の有無
- (4) 持続化給付金
 - ア 審査を行う者の人数、資格・能力及び時給等事務体制の実態
 - イ コールセンターで業務を行う者の人数
 - ウ 全国で約 500 か所設置されている申請サポートセンターに係る費用の負担者
 - エ 契約書及び仕様書に定めのない申請サポートセンターに係る費用を委託先に負担させることの是非

畑野君枝君（共産）

「科学技術基本法等の一部を改正する法律案」

- ア 「科学技術の振興」と「イノベーション創出の振興」を並列して位置付けることにより、結果と

- して科学の独自性が軽視されるおそれについての竹本国務大臣の見解
- イ 尾身幸次元衆議院議員が著書の中で「第一の課題は基礎研究」と主張したことの確認
 - ウ 1995～1997年平均と2015～2017年平均における日本のTop10%補正論文数及び世界順位
 - エ 日本の基礎研究のレベルについての竹本国務大臣の認識
 - オ 公的機関における研究開発費の1995年度から2007年度にかけての減少幅
 - カ 1996年度と2017年度における科学技術関連当初予算額並びに競争的資金の割合
 - キ 選択と集中によって国立大学法人等の運営費交付金を削減したことを反省し、抜本的増額を図るべきとの意見に対する竹本国務大臣の見解
 - ク 第6条で大学等に責務を課すことが大学の自主性や自律性を損なうおそれについての竹本国務大臣の見解
 - ケ 本法律案により人文社会科学を振興対象とすることで、同分野の独自の役割を阻害するおそれ
 - コ 本法律案において新設される「科学技術・イノベーション推進事務局」と、総合科学技術・イノベーション会議（CSTI）事務局、統合イノベーション戦略推進会議事務局との関係
 - サ 科学技術基本計画の策定事務が文部科学省から内閣府へ移管された時期
 - シ 科学技術の発展のためにアカデミアの意見を尊重する必要性についての竹本国務大臣の見解

串田誠一君（維新）

- (1) がん探知犬など犬の嗅覚を利用した研究に関する国の取組状況
- (2) 「科学技術基本法等の一部を改正する法律案」
 - ア 政府が把握している本法律案に対する懸念事項
 - イ 第3条に「新たな事業の創出を行う人材」という文言が追加されることで、事業の創出を伴わない研究者が採用されなくなるおそれ
 - ウ 第6条第1項の責務規定で「社会の要請に的確に対応しつつ」という表現を用いた理由
 - エ 第18条で研究開発資金の使用について「効率的に」という文言を加えた理由と基礎研究を重視する必要性
- (3) 日本が技術革新を進める上で補強すべき脆弱な分野についての竹本国務大臣の見解